インドシナ諸国における民法典の整備と開発

―― 民事法整備支援への参加を通じて感じたこと

松 本 恒 雄**

- I はじめに
- Ⅱ 基本法典の整備支援への日本の強み
- Ⅲ ベトナムの民法改正支援
- IV カンボジアの民法起草支援
- V むすび---立法と制度と運用

I はじめに

従来、日本では、海外の発展途上国への支援というと、物資面での支援や資金面での支援が主であったが、近時、制度づくりや人づくりといったソフト面での支援も強化しつつある。法律づくりや法制度づくり、法律家養成への支援といった法律面での支援は、まさにこのソフト面の支援の典型であり、政府の取り組みとしては、ごく最近はじめられたものである¹⁾。

筆者が、このような意味での法整備支援に関わるようになったのは、1999年に国際協力事業団(JICA)によるカンボジア法整備支援の一部としてのカンボジア民法起草支援プロジェクトに加わって以来のことである。これ以降、JICAによるベトナム法整備支援の一部としてのベトナム民法改正支援プロジェクトに参加するともに²⁾、日本貿易振興会アジア経済研究所によるアジア諸国の経済・通

[※] 一橋大学大学院法学研究科教授

[『]一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科) 第 1 巻第 2 号2002年 6 月 ISSN 1347-0388

¹⁾ わが国からの法整備支援についてまとまって論じるものとして、比較法学会創立五 ○周年記念シンポジウム「『法整備支援』と比較法学の課題」比較法研究62号 (2001年)、特集「法整備支援の新たな動き」法律のひろば54巻10号(2001年)があ り、たいへん参考になる。

²⁾ カンボジア及びベトナムにおける民法分野での支援については、森島昭夫「ベトナムにおける法整備とわが国法律家の役割」自由と正義47巻7号14頁(1996年)、同「法整備支援の理念とその課題」法律のひろば54巻10号12頁、新美育文「『法整備支援』における法概念-民法を中心として」比較法研究62号88頁、民事訴訟法分野での支援については、上原敏夫「カンボディア王国民事訴訟法起草支援作業について」比較法研究62号95頁、同「カンボディア王国への民事訴訟法起草支援事業につ

(78) 一橋法学 第1巻 第2号 2002年6月

商法関係の整備支援の一環としての消費者法の調査やシンポジウムに関わってきた³⁾。

本稿では、カンボジア及びベトナムにおける民事法整備支援への関与を通じて 感じている点について述べることにする⁴⁾。

Ⅱ 基本法典の整備支援への日本の強み

法整備支援のタイプとしては、①市民社会実現型、②人権保障確保型、③外国企業の投資環境整備型、④国際金融機関の融資条件整備型、⑤自国の言語・文化普及型があると指摘されている⁵⁾。 JICA による民法典の制定や改正への支援は、民法という法律の性質によるところが大きいとはいえ、②の観点を加味しながら①を中心としたものである。

民法のような基本法の整備の支援を日本が行うことには、次のようないくつか の長所がある。

第1には、日本自体が複数の法の継受国であり、近代日本法の母法である、フ

いて」一橋大学法学部創立五十周年記念論文集『変動期における法と国際関係』 317頁(2001年)がある。また、武藤司郎『ベトナム司法省滞在体験記』(2002年) は、長期専門家としてベトナムの状況を生き生きと描いている。

³⁾ こちらの領域での筆者の研究報告については、途上国における俏費者保護法の二重性を論じた、松本恒雄「アジアの発展途上国における消費者保護法」作本直行編『アジアの経済社会開発と法』 179頁(2002年、アジア経済研究所)参照。なお、2000年12月に行われた日タイ消費者法シンポジウムについては、see Faculty of Law, Thammasat University and Institute of Developing Economies, PROCEEDINGS OF THE WORKSHOP: LAW ON CONSUMER PROTECTION: JAPAN AND THAILAND, 19-20 December 2000, Bangkok, Thailand (2001). 同シンポジウムにおける筆者の報告をもとにさらに最近の情報を補ったものとして、Tsuneo Matsumoto, Privatization of Consumer Law: Current Developments and Features of Consumer law in Japan at the Turn of the Century, Hitotsubashi Journal of Law and Politics, vol.30 pp.1-14, (2002) がある。

⁴⁾ 本稿は、2001年11月10日に、(財) 国際高等研究所において、日本学術振興会とアレクサンダー・フォン・フンボルト財団の支援で行われた国際シンポジウム「法の近未来像とアジア」における筆者の報告 "Codification of Civil Code and Development — Japan's Legal Assistance to Indochina Countries in the Area of Basic Civil Laws" を日本語化したものである。

⁵⁾ 戒能通孝「総論:『法整備支援』と比較法学の課題」比較法研究62号64頁、武藤司郎「JICA におるベトナム法整備支援の理念」同誌159頁。

ランス法やドイツ法、イギリス法等の複数のモデルを輸入し、また、途中からは アメリカ法の影響も増大させつつ、それぞれの本国法から見ればかなり異質なも のに変質させられているところも多々あるにせよ、それなりに定着させて使って きているという点である。

これは、言い替えれば、日本法には、法意識の問題や執行の問題は別とすれば、 法規範レベルでは強烈な個性がなく、モデル意識が少ないということであり、ア メリカ人の法律家にしばしば見られるような、押し付けがましいところがないと いうことを意味している。

第2に、諸外国からの継受法の中で、なお固有の法を生かしてきたという点である。制定法と「生ける法」の二重性は日本の法社会学において好んで取り上げられてきたテーマであるが、民法のような制定法の中にも固有の法が取り入れられているところが少なからずある。それにとどまらず、日本社会とはかなり異質な社会で形成された制定法規範を、解釈によって微修正したり、あるいは大胆に換骨奪胎したりしながら、日本社会にフィットさせてきた経験がある。

ただし、この点では、日本民法のテキストを見ただけでは実際に適用される規範がほとんどわからないないとか、法の論理の一貫性に欠けているために法解釈学的には困難な問題を多数生じさせてきているというマイナス面もあり、プラス面ばかりでないことは明らかである。

第3に、制定法としてはその骨格を保ちながらも、実際の運用の面において、さまざまな工夫をすることによって運用の妙を発揮してきたことである。法律は厳格であるが、実際は行政の裁量に任せるとか、法律の条文とは異なった運用をするとか、あるいは、法律は作るが、法律によらない解決の場を別途用意するといったやり方である⁶⁾。

これは、場合によっては、法律を骨抜きにし、不透明な裁量行政をはびこらせるというマイナス面も大きいことはもちろんである。

⁶⁾ 経済法や行政法の領域でしばしば見られるが、民法の領域でも、製造物責任法を制定しながら、ADR機関としてのPLセンターを業界ごとに設立整備させていったことは記憶に新しい。武藤『体験記』62頁は、とくに経済法について、この点を指摘する。

Ⅲ ベトナムの民法改正支援

Ⅲ.1 2つの契約法問題

ベトナムは、1996年に民法を制定し 7 、現在、その見直し作業中である。ベトナム民法には、日本の民法研究者から見て、問題となる点が9々ある。ここでは、主として、契約法について述べる 8 。

ベトナム契約法についての基本的かつ本質的な問題として、民法の適用範囲の問題、すなわち、民法の契約法と経済契約法及び商法商行為法との関係という問題がある。これは、社会主義における「計画経済に基づく国営企業相互間の法律関係を規律する法としての経済法」と「個人間の法律問題を規律する法としての民法」との2分法の下での民法という、旧ソ連、旧東ドイツ、従前の中国などにおいて見られた考え方⁹⁾をそのまま残しつつ、市場経済化を進めようとしていることから生じている問題である。

すなわち、現行の民法が制定される以前には、1989年の経済契約に関する法令 と1991年の民事契約に関する法令があった。民法制定にあたり、後者は民法の前 文において明示的に廃止されたが、前者はいまだ存続している。

さらに、97年には、商法(日本法との対比では商法総則と商行為法の部分を含む)が制定され¹⁰⁾、14種類の商法上の典型契約が規定され、それぞれに特有の契約ルールが定められたことによって、2つの契約法問題はさらに複雑になった。ただし、商法には、商人の行為を商行為とする付属的商行為の規定がなく、また、

⁷⁾ 現行ベトナム民法の訳と解説は、鈴木康二『ベトナム民法』(1996年)、フランスの 植民地時代から現行ベトナム民法に至るまでの経緯については、武藤『体験記』 136頁以下に詳しい。

⁸⁾ ほかにも、大きな問題点として、家族の法主体性(武藤『体験記』159頁)、大陸法 的民法に担保の部分だけ UCC 第 9 編型のファイリングシステムを接ぎ木したこと (武藤・同書43頁)、不動産登記制度の不備(武藤・同書150頁) などがあげられる。

⁹⁾ 藤田勇「社会主義と民法」内田力蔵=渡辺洋三編『市民社会と私法』149頁(1963年)、福島正夫「最近の社会主義国民法」比法5巻1=2号139頁(1969年)、伊藤進=トーマス・エンデルレ「ドイツ民主共和国(東独)の新私法典について」民商74巻4号610頁(1976年)、加藤雅信「中国の民法と『経済法』」加藤一郎編『中国の現代化と法』37頁(1980年)等参照。

¹⁰⁾ 商法の制定を担当したのは商務省であり、民法を主管する司法省との間には縄張り争いがある(武藤『体験記』121頁)。

商行為法総則に当たる規定がないことから、典型14種の商行為に該当しない取引には商法は適用されない。したがって、そのような取引には、民法ないし経済契約法の規定が適用されることになる。

ベトナムにおける2つの契約法問題は、その2つの契約法の内容が異なっている(たとえば、出訴期間・時効)という問題に加えて、いずれの契約法が適用される事件であるかによって提訴すべき法廷が異なっているという点から¹¹⁾、きわめて深刻な問題をもたらしている。すなわち、経済契約法に関する事件及び商法に関する事件は経済法廷が管轄し、民法に関する事件は民事法廷が管轄する。しかし、これら2つの契約法のいずれが適用されるかについてのルールは不明確であり、民事法廷に提訴したところ経済法廷の管轄であるとして却下され、経済法廷に提訴したところ民事法廷の管轄であるとして却下される例がかなり生じている¹²⁾。そうこうするうちに出訴期間・時効期間が日本法と比べてかなり短いために、法的救済を受けられないという結果が生じる危険性がある。

一応、経済契約法は法人相互間および法人と営業登録を受けている個人(商人)との間に適用され(経済契約法2条)、商法では、商行為は双方商人ないし一方が商人の場合の取引をいい(商法5条1号)、例えば商事売買については双方が商人または一方が商人である場合に適用される(商法47条)。これに対して、民法は、民事関係に適用されるとの規定(民法15条)はあるものの、何が民事関係かについての定義はどこにもおかれていない。その他、民事取引(民法130条、日本法の法律行為に対応)、民事債務(民法285条)、民事契約(民法394条)といった「民事・・」という用語を多用しているが、いずれにおいても、何が「民事」であるかについての規定はない。

日本法の感覚からは、一般法である民法は、特別法である商法やその他の特別の契約法が特別の規定をおいていなければ当然に適用されるものであるから、自らを限定する規定はおく必要がない。しかし、経済契約と民事契約を別個のものと考える伝統のあるベトナム法では、「民事・・」には自ずからくる限定がある

¹¹⁾ ベトナムの司法制度については、武藤司郎「司法制度」白石昌也編『ベトナムの国家機構』(2000年)参照。

¹²⁾ 武藤『体験記』154頁以下に具体例があげられている。

かのようである。ところが、民法には、営利法人を含む法人の規定があり、また、13種の典型契約の中には、運送契約や保険契約など、日本法上は商行為と考えられている契約類型が含まれているなど、一貫しないところがある(ただし、運送取扱は商法に規定されている)。また、商法では、寄託に関する規定がまったくないので、倉庫業者による商事寄託も民法のみが適用されることになる。

法律の適用にあたる関係官庁(たとえば、中央銀行)でヒアリングをすると、 実際はかなり柔軟に運用しているところもあるようであるが、はっきりしない。

民法の改正にあたっては、この2つの契約法の関係を整理することが、ベトナムにおける市場経済に参加する者に対するルールの透明性、予測可能性を高め、市場経済化の推進に寄与することになると思われる。国営企業であっても、民営企業であっても、市場経済においては、市場でのプレーヤーとしては同じであり、特別扱いすべきでなく、民法契約法を一般ルールとし、企業対企業取引や企業対消費者取引について、特別のルールが必要な場合はそれを定めるというシステムをとるべきである。

Ⅲ.2 国家による契約管理

ベトナム民法の契約法には、禁止規定違反の民事取引や社会道徳に反した民事取引は無効となり、取引対象の財産やその取引から得た果実は没収されるとの規定がある(民法137条1項)。これは、民事と刑事の分離、民事制裁と行政制裁の分離を前提とした日本の民法とはかなり異質な規定である。このような規定が実際に機能しているのかどうかについて興味のあるところである。

これは、国家が契約を管理しようとする発想がまだ残っているからではないかと想像される。民法にはこのような発想の規定は「基本的諸原則」(民法第1章)の部分を除けばあまり見られないが、商法には、そもそも、「商業の国家管理」(商法第5章)なる章もおかれているくらいであり、ベトナム商法は、日本法的に言えば、商行為法の規定であるとともに業法の性格ももっている。その反面、商法には、消費者保護についてもいくつかの明文の規定がおかれているという特徴があり、日本の景品表示法的な内容も含んでいる。

Ⅲ.3 裁判官による法の解釈の禁止

ベトナムでは、裁判官は法を解釈してはいけないということになっており、これはフランス革命期における裁判官像を髣髴させる。法の解釈は、その法を主管する官庁が行うという建前であり、民法であっても、施行規則のようなものができないと適用できないといわれる。したがって、民法については多くの場合、司法省がこれを担当することになる。人身事故の精神的損害賠償額の算定については、最高人民裁判所が最近算定の基準を定めたので、ようやく裁判において判決が出せるようになったとのことである。

法律について十分な教育を受けた専門家が少ない状況において、全国で一律の 法適用を確保しようとすると、どこかが細かい基準を出して、法適用の統一をは かる必要があるということであろう。この問題を克服するためには、法曹教育の 充実と、判決を含む法情報についての全国的なアクセスの確保が必須である。

Ⅲ.4 民法の行為規範としての意識

商法は業法的色彩が強いことを指摘したが、民法についても、実際の運用としては、上記の点からも明らかなように、裁判規範としての意識が低い。ベトナムの法律家の間では、民法の規定は「してもいいことと、してはいけないことを定めたもの」という意味での行為規範であるという意識が非常に強いように思われる¹³⁾。任意規定と強行規定の違いや、典型契約の役割が十分に理解されていない。

Ⅲ.5 民法の道具意識

さらに、「行為規範としての民法」という点で、ベトナム側は民法に対して、 過度の期待を抱いている印象を受ける。すなわち、民法を制定し、それを国民が 守れば市場経済化が促進されるとするものであり、民法は市場経済を促進するた めの手段と考えられている¹⁴⁾。

¹³⁾ 武藤『体験記』29頁、148頁も同様の指摘をする。

¹⁴⁾ 加藤一郎「中国の立法と動向」加藤編『中国の現代化と法』13-14頁が、20年前の中国について同様の指摘をしている。

(84) 一橋法学 第1巻 第2号 2002年6月

民法は確かに市場経済の発展にはプラスになるが、それは、市場経済の基盤整備のルールであるという意味においてであり、日本の経験から言っても、民法を基盤にして、実際に市場経済を発展させていくためのインセンティブを与える多数の個別法規や政策がとられる必要がある。また、逆に、ベトナムには、市場経済を国家が管理するという意識もあり、それも民法や商法を通して行おうという発想が感じられる。民法ではこれは比較的薄いが、前述のように商法では色濃く出ている。

日本においては、市場経済がもたらす諸問題を解決するための個別法規、とりわけ行政法規が多数制定されている。このように、すべてを民法に託すのではなく、民法は基盤整備のためのルールに純化し、他の課題は他の法律によって実現するという手法をとる方が妥当と思われる。そのような多様な手法について、日本の経験を伝えることは重要である。

IV カンボジアの民法起草支援

Ⅳ.1 民法のシステム

カンボジアについては、日本が民法と民事訴訟法の起草を支援している。ベトナムとカンボジアの経済発展の段階の違いや、カンボジアの場合は、法律家を含む知識人の大多数がポルポト政権時代に虐殺されたことによる人材の少なさから、日本側がカンボジアの実情やニーズをくみとりながら、条文案を作成して提示し、意見をききながら、練り直すという、どちらかというと日本側主導の作業を行っている。

民法を含むポルポト政権以前の法律はすべていったん無効になっているので、何もないところから、新たに民法を作っていかなければならない。そのために、まず、起草支援チームで考えたのは、どのようなシステムで民法を構成するかであった。

何もないとはいえ、過去のシアヌーク政権時代の1964年に、フランス民法をもとにして、若干のカンボジア特有の規定を加えた民法(旧民法)が制定されていたことや、現在の司法省の幹部の中にも、ポルポト政権時代にフランスに逃れていた人がかなりいることから、フランス法的な発想がうっすらと残存している。

また、何よりも優先されている土地制度の再構築をめざした土地法が、旧民法をかなり取り入れる形ですでに制定されていたこと等の事情から、フランス民法の考え方を相当程度尊重することとなった。さらに、契約法・売買法については、ウィーン国連動産売買条約などの動向も参照された。下記の編別構成からも推測されるように、ボアソナード草案をもとにした日本の旧民法がヒントになったところもある。

結論的には、ドイツ民法スタイル(パンデクテンスタイル)はとらないで、法律行為、契約、債権総論を一体化して債務編に含めるということになった。ただし、フランス民法とは異なり、物権と債権の2分論が採用された。民法全体の総則は置かれるが、日本民法のような総則ではなく、オランダ新民法典に見られるような¹⁵⁾、一般的な原則をいくつか宣言するようなものになるであろう。

2002年3月段階での構成を次に示す(今後、変更される可能性はある)。

総則

人編(自然人、法人)

- 物権編(総則、所有権、占有権、永借権、用益権、使用権及び居住権、地役権、共同体物権、コンセッションによる物権)
- 債務編(総則、契約および意思表示、契約の履行、契約違反に対する救済、 危険負担、第三者に対する債権の効力、債務の消滅、消滅時効、債権譲 渡・債務引受)
- 各種契約·不法行為編(売買、交換、贈与、消費貸借、賃貸借、使用貸借、 委任、請負、雇傭、帰宅、組合、終身定期金、和解、事務管理、不当利 得、不法行為)
- 債務担保編(総則、留置権、先取特権、質権、抵当権、譲渡担保、保証、連 帯債務)
- 親族•相続編(総則、婚姻、親子、親権、後見•保佐、扶養、相続)

¹⁵⁾ 特集「オランダ新民法典」民商法雑誌109巻4 = 5号(1994年)参照。

IV. 2 複数ドナーに由来するシステム間の不整合14)

現在、カンボジアの法整備支援事業には、日本のほか、旧宗主国であるフランス、スエーデン、オーストラリア、世界銀行など、多くの国や国際機関がドナーとして携わっている。それぞれのドナーがカンボジア政府の特定の省庁の法整備作業を支援しており、それが縦割りによって行われていることからくる弊害が生じている。すなわち、民法の対象領域に限っても、商事契約については商務省、土地住宅問題に関しては土地管理都市計画建設省、家族問題に関しては内務省などが密接な関係を有しており、それぞれのドナーの支援を受けて法制化を行おうとしている。

たとえば、商務省は世界銀行のアメリカ人法律家に委託して次々と商事関係の 法律案を作成しており、商事契約法案もその一つである。これは約因理論に基づ 〈アメリカ契約法をほぼそのまま導入しようとするものであり、日本チームが起 草にあたっている契約法の基本原則と相容れないものとなっている。そして、特 段の調整は行われていない。それぞれの法案の国会提出時期との関係で、商務省 の法案の方が先に提出され、施行されるということも考えられる。民法が公布さ れた後には、民法の原則にあうように修正するという話しも出ているが、確実に 行われるという保障はない。

カンボジアの場合は、前述のベトナムの場合のような「社会主義の理念に基づく2つの契約法問題」 はないにしても、「ドナーの違いに基づく2つの契約法問題」が生じるおそれがある。

IV. 3 土地所有権の認定と占有者の保護

現在のカンボジアにおける最大の法律問題は、土地や住宅の所有権をめぐる紛争である。

ポルポト政権下では、土地の私有は認められず、土地の使用権だけが認められていたが、農地使用権の分配は家族単位ではなく、連帯グループ単位で行われた。

¹⁴⁾ 加藤一郎「中国の立法と動向」加藤編『中国の現代化と法』13-14頁が、20年前の中国について同様の指摘をしている。

これは、女性戸主が増えたので、耕作の便のために行われたものと言われている。 そして、89年憲法においてようやく土地の私有が認められることとなったが、ポルポトが権力をにぎった1979年以前の土地の所有権を主張できないとされている。 現実に、昔の登記簿や書類等がまったく存在しない状態である。

ポルポト政権崩壊後、故郷に戻ってきた人々が我先にと土地や建物を占拠して、 耕作したり、居住したりするようになった。土地についての法律関係を規律する ために1992年に制定された土地法は、土地の所有権の存在を前提にして、その権 利内容や担保、売買などのルールを定める部分とともに、現実に土地を占有して いる者に所有権を新たに認定するためのルール(いわば、無法状態からの移行期 における「所有権安堵」のルール)をも定めている点で興味がある。

すなわち、土地法74条は、善意・平和的・公然たる占有、5年継続占有、他人に帰属していないこと、土地登記簿に記録のないことという4つの要件を満たした場合に、所有権を取得できるとしている。さらに、土地法75条は、74条を満たす正当な占有権は、登記簿に所有権の登記がなされることによって所有権となると定める。

土地法74条は、一見すると時効取得の規定のようであるが、そうではなく、無主土地の再配分ルールである。すなわち、占有証明書の申請 → 申請受理書の交付 → さ記 → 所有権認定 → 土地登記証明書交付というプロセスが予定されている。

しかし、所有権の確定作業は進んでいない。 占有証明書の申請数は450万件であるが、イギリスの NGO である OXFAM の推計では、これは実際の占有数の4分の1程度である。そして、占有証明書の交付数は50万件である。このうち、地積図と登記簿が作成されたものは、22,000件であり、これらについては、関係政令が公布されしだい土地登記証明書の交付が可能であり、上記のプロセスが完結する。

このように土地法に基づく土地所有権認定プロセスがあまり進んでいないことの最大の要因は、不動産登記を行うための前提となる地積図の作成が遅々として進んでいないことにある。ドイツが200万ドルほどを支援して10,000筆分作成し、その後、フィンランドが400万フィンランドマルクほどを支援してさらに12.000

筆分作成した。 1 件処理するのに150ドルほどかかるから、 残り全部を作成するにはなお 1 億ドルかかる見込みとのことである。

そのため、占有証明書申請の受理書があたかも土地の権利証であるかのようにして取引されているのが現状である。実際には、一つの土地に複数の申請がなされるということが多数あるし、一人が複数の土地について申請している例も多いから、同一土地について複数の受理書が存在していることもある。さらに、申請には費用がかかるために、申請すらしていない多数の国民が存在している。

どのような者に土地の所有権を認定するかは、移行期における土地政策の問題であり、直接民法の関与する問題ではないが、民法においても、土地の占有から、土地登記証明書の交付を受けるまでの各種段階における土地占有者にどの程度の法的保護や権利を与えるかを慎重に検討する必要がある。

現在の草案では、日本民法でいう「占有権」のほかに、「不動産についての特別の占有者の保護」に関する規定を民法施行法に入れ、一定の占有者に対して、「みなし所有者」として物権的請求権を行使を認めることとしている。

Ⅳ. 4 新土地法と民法との調整

上述の1992年の土地法の改正作業が、アジア開発銀行の支援で進められ、2001年に新土地法として公布された。これは、土地の公有・私有・社会集団有、移行期の所有権認定、コンセッション、売買等の取引による取得、相続による取得、所有者の権利義務、附合、賃貸借、用益権、居住権、地役権、共有、抵当権、質権、譲渡担保、地籍簿、所有権侵害の罰則といった包括的内容を有している。このうち、かなりの部分が、民法とオーバーラップする。民法、とりわけ、物権編の起草においては、先行する土地法改正作業を尊重し、かなりの部分においてそのルールを取り入れている。

たとえば、カンボジア固有のニーズに対応した部分として、新土地法では、仏教寺院や少数民族に特殊な所有権が与えられている。このような集団の特殊な所有権を民法に取り込むためには、①法人格の特殊形態としての仏教寺院や少数民族についての規定をおく、②共有の特殊形態として総有に関する規定をおく、③特殊な物権としての入会権に関する規定をおく、④土地法のように僧院及び少数

民族について特別の条文を民法におくといった対応が考えられる。

しかし、仏教は国教であり、他の宗教とは明確に区別されている。土地法における仏教寺院の扱いはコミューン(村落共同体)についての扱いと類似しているので、コミューンの所有権と同様に、国有財産法のような行政法規にまかせるか、あるいは仏教寺院財産法のようなものをつくるのが適切である。

少数民族の所有権については新土地法では、国有地について、使用収益のみが 可能であり、処分不可能な権利を少数民族集団に与える趣旨であり、これは、日 本の状況との対比では、国有地入会権の問題と類似している。しかし、少数民族 の所有権について、共有の性質を有する入会権や私人所有の土地に対する地役権 の性質を有する入会権は想定されていない。したがって、少数民族の所有権につ いても、国有財産管理法ないし「少数民族の所有権に関する法律」といった特別 の法律で手当てをするのが妥当であると思われる。

そこで、「国、仏教寺院、少数民族その他の共同体の所有権その他の物権については、特別法または慣習に別段の定めがある場合を除いて、民法の規定を適用する」との規定を民法に置いて、民法と土地法との整合性をとる方針である。

また、土地のコンセッションについて物権として認知すべきとの要望がカンボジア側から寄せられた $^{16)}$ 。カンボジア側の説明によると、コンセッションには次の2種類がある。第1は、社会的目的のコンセッションであり、弱者のために設定され、後で所有権に転化するものである。これは、国有地の払い下げの実質をもつものと考えられる。第2は、経済的目的のコンセッションであり、所有権に転化しない。これは、国有地の長期賃貸借の実質をもつものと考えられる。

しかし、土地のコンセッションは国有地についてのみ私人のために設定される 特殊な権利であり、その設定や消滅に関するルールについては民法に規定するよ

¹⁶⁾ コンセッションとは、一般に、国家が国内の資源開発または特定の事業経営につき 外国人または外国企業に特別の利権を付与する場合、その利権または利権契約をい うとされる(杉村敏正=天野和夫編『新法学辞典』380頁(1991年))が、カンボジ ア土地法にいうコンセッションはこれより広い意味での国有地についての利権付与 ないし開発特許、民間委託である。コンセッションの法的性質については、森川俊 孝「コンセッションに関する国家承継法の形成と展開(一)」山形大学紀要(社会 科学)12巻2号103頁以下(1982年)、伊藤由香「利権契約の破棄(国有化実施)を めぐる国際紛争の研究」名城法学論集25号75頁以下(1998年)参照。

(90) 一橋 法学 第1巻 第2号 2002年6月

りは、国有財産管理法に規定するか、または特別法としてのコンセッション法を 制定すべきものであろう。ただし、コンセッションによって設定された権利は、 期限付きの私的所有権(定期所有権)ないし長期賃借権に類似していることから、 効果の面についてだけ、「コンセッションによって設定された土地の権利は、コ ンセッションの条件の範囲内において、民法上の永借権の規定を準用する」との 趣旨の民法とのつなぎ規定を民法に置くことにしている。

V むすび----立法と制度と運用

アジアの発展途上国が、自由主義経済を基調とする国であれ、社会主義経済を 基調とする国であれ、社会主義から自由主義への移行過程にある国であれ、民事 法の整備を急いでいることの主たる要因として、次の2つをあげることができる。 第1に、内部的には、市場経済を通じての経済発展をめざしているということ

第2に、外部的には、グローバル化(WTO)への対応を迫られているという ことである。

しかし、まず、市場経済・市民社会の基盤ルールの整備という点では、民法を含む法律の制定は、その一歩にすぎない。裁判所、弁護士、公証人、不動産登記、身分登録といった民法を支える制度が伴っていなければならない。このような制度に関する民法付属法(公証人法、不動産登記法、身分登録法等)等の整備も合わせて行う必要がある。さらに、これらの法律を適用し、制度を運営していくのは人である。裁判官や行政官、その他の法律家が、一定の専門的能力をもち、公正に業務を行うことで、国民から信頼されていなければならない。法整備支援の内容としては、法律をつくるだけでは不十分であり、その運用のためのインフラ整備の支援や、法律の使い方についての支援(法曹教育)等のアフターケアも行う必要があると思われる。

次に、自由貿易という点では、通商法レベルの自由化はいずれの国においても、かなりの抵抗が示されながらも、法律自体の整備は外圧の影響下に比較的実現している。遅れているのは、民法、会社法、競争法といった国内法レベルの整備である。日本をはじめ、各国が現在行っているのは、このレベルの法整備支援であ

である。

る。そして、一番遅れているが、実は一番重要なのは、通商法にせよ、国内法に せよ、これらの法律を適正に運用できる人材の養成である。

以上、いずれの点からも、人的能力養成支援が法整備支援の中でこれからます ます重要になるであろうことを指摘して、本稿をとじる。